

事務連絡  
令和4年11月18日

各都道府県及び指定都市  
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課 企画専門官

### 都市公園における安全確保について

都市公園内において、公園管理に起因すると思われる事故が発生したので、以下のとおりお知らせします。

○令和4年4月4日（月）午後5時頃、街区公園内において、8歳男児が後方に体を反るような体勢でぶらんこを漕いでいたところ、頭が着地面のマットと衝突し、マットの一部が額に刺さって負傷する事故が発生した。（別添1）

別添1の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「4-1（4）遊具の構造」（P27）において、「可動部と地面の間に適切なクリアランスを確保する。遊具のどの部分にも、切傷や刺傷の原因となる鋭い尖端、角、縁、ささくれをつくらない。」とし、「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」（P42）において、「遊具の構造や劣化などを原因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行う」としています。

また、「都市公園における安全確保について」（令和4年4月1日付国都公景第1号）では、都市公園における事故の状況等を速やかに報告するようお願いしているところですが、別添1の事故が、事故発生から半年以上経過してから当方に報告されたことは誠に遺憾であります。

貴職におかれましては、類似事故が発生することのないよう、より一層の安全対策に努めていただくとともに、公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合、さらに、人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故が起こった場合には、当該事故の状況等について速やかに報告いただきますようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

## 【事故の概要】

- 発生日 令和4年4月4日（月）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 街区公園
- 状況
  - ・街区公園内において、8歳男児が後方に体を反るような体勢でぶらんこを漕いでいたところ、頭が着地面のマットと衝突し、額に刺さってマットの一部がめくりあがる事故が発生した。
  - ・当該ぶらんこは着座部底面の最下点から着地面までの間隔が、約220mmであった。（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」では350mmが基準）
  - ・足場マットの突起部分の長さは約80mmであった。
  - ・公園管理者は管理する都市公園のぶらんこについて、緊急点検を実施した。

## 関連写真



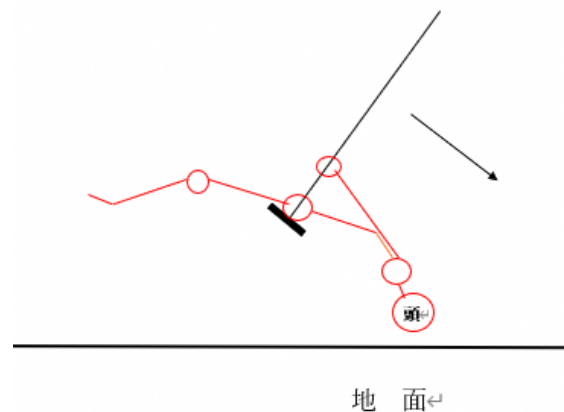
事故発生時のマットの状況



ぶらんこのクリアランス



事故発生時のマットの状況



ぶらんこ使用体勢のイメージ